

令和2年5月19日 市長へ申入れ

## 第7節 その他の対応

### 第1項 傍聴自粛の呼びかけ

- 1 令和2年3月5日開催の議会運営委員会で決定
- 2 ケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブック、議会だよりで周知

#### 【掲載内容】

新型コロナウイルスの感染防止のため、極力傍聴を控えていただいております。ご理解のほどお願いいたします。

本会議の様子は、BTV ケーブルテレビの121チャンネルで、中継放送及び録画放送（当日午後8時～）を行っておりますので、ご活用ください。

### 第2項 行政視察受入れ

- ・令和2年4月中止することを決定
- ・ホームページ掲載

#### 【掲載内容】

新型コロナウイルス感染症による感染例が国内でも多数報告され、感染拡大防止の観点から、当面の間、行政視察受入れを自粛させていただきます。

受入れ再開時期につきましては、改めてホームページでお知らせいたします。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 第3項 宮崎県市議会議長会定期総会

都城市において、令和2年10月15日（木）16日（金）で開催予定だったが、令和2年8月13日宮崎県市議会議長会事務局より書面協議への変更決定。

## 第7章 その他

### 第1節 情報発信

#### 第1項 記者会見等

新型コロナウイルス感染症の感染情報や経済対策等に係る記者会見等を次のとおり開催した。

#### 【会見等開催一覧】

期日	会見等名	内容
令和 2年	4月23日	市長臨時記者 会見 ・新型コロナウイルス感染症緊急対策関連予算 ・都城市児童生徒応援プロジェクト
	5月5日	都城市新型コ ロナウイルス 感染症対策本 ・緊急事態宣言の期間延長を受けて、市の対応等を公表 ・市内の小中学校の臨時休業を延長 ・放課後児童クラブは、原則開設

		部会議にて記者発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等は通常どおり運営</li> <li>・公の施設の利用方針</li> <li>・市長メッセージ発出</li> <li>・新しい生活様式の実践例</li> </ul>
	6月2日	6月期市長定例記者会見	・素早い給付で、市民生活を下支え！「特別定額給付金（10万円）」の振り込み実績
	7月1日	7月期市長定例記者会見	・「新たな生活様式」に対応した働き方を推進！ WEB 会議をしやすい環境整備
	7月26日	都城市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて記者発表	・本市内において新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されたことを発表し、市長メッセージを発出
	8月3日	8月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における新型コロナウイルス感染確認状況と市の対応、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策</li> <li>・特別定額給付金（10万円）の申請・給付状況、がんばろう都城！事業者支援金の申請・給付状況</li> </ul>
	8月7日	都城市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて記者発表	・県内・市内で新型コロナウイルス感染者が増加する中、お盆の時期を迎えるに当たり、市長が市民の皆さんに公の施設の対応やお盆の過ごし方などについてのメッセージを発出
	8月31日	9月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金（10万円）の申請・給付実績</li> <li>・がんばろう都城！事業者支援金の申請・給付状況</li> </ul>
	10月1日	10月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「がんばろう都城！ふるさと応援券」の配布実績</li> <li>・「プレミアム付スマイル商品券」購入申込開始</li> </ul>
	10月20日	11月期市長定例記者会見	・新型コロナウイルス関連給付金申請・給付実績（特別定額給付金（10万円）、がんばろう都城！事業者支援金（20万円））
	11月24日	12月期市長定例記者会見	・新型コロナウイルス感染症緊急対策
	12月31日	市長緊急記者会見	・本市が「感染警戒区域（オレンジ地域）」に指定されたことを受け市民への注意喚起や本市職員の感染確認に係る状況説明
令和3年	1月5日	市長緊急記者会見	都城北諸県圏域については、「爆発的な感染拡大」段階にあり、これまでにない最大限の対策が必要であると判断し、1月9日から22日まで、都城北諸県圏域を県独自の新型コロナウイルス

			<p>ス感染区分「感染急増圏域」（赤圏域）に指定。</p> <p>次のとおり対応を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の外出自粛、イベントの中止又は延期</li> <li>・酒類を提供する店（接待を伴う飲食店、飲食店等）の営業時間短縮</li> </ul>
	2月2日	市長臨時記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種や事業者支援などの緊急対策予算を公表</li> </ul>
	2月18日	2月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス緊急対策予算を含む令和3年度当初予算を公表</li> </ul>
	4月26日	市長臨時記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種の予約受付の変更について</li> <li>・新型コロナワクチン接種対策室の設置について</li> </ul>
	7月1日	7月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>
	8月2日	8月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>
	8月31日	9月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>
	10月1日	10月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> <li>・新型コロナワクチン接種向上の取り組み</li> </ul>
	11月1日	11月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>
	11月22日	12月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> <li>・新型コロナワクチンの3回目接種を始めます！</li> </ul>
	12月20日	市長臨時記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル接種証明書アプリがリリースされました！</li> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>
令和4年	1月12日	1月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都城市・三股町の「感染警戒区域（オレンジ区域）」の指定を受けての市長メッセージ（令和4年1月11日）</li> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>
	2月1日	2月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> <li>・【経済産業省事業】事業復活支援金が支給されます</li> </ul>
	3月23日	4月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>
	4月28日	5月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>
	6月2日	6月期市長定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種等状況報告</li> </ul>

	7月4日	7月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	8月4日	8月期市長定例記者会見	・ワクチン接種証明書がコンビニでも取得可能に！ ・新型コロナワクチン接種等状況報告
	8月31日	9月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	10月3日	10月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	11月2日	11月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	11月25日	12月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
令和5年	1月11日	1月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告
	2月15日	2月期市長定例記者会見	・新型コロナワクチン接種等状況報告

## 第2項 感染対策に係る啓発

### 【活動一覧】

期日	内容
令和2年	4月13日 公共施設や小中学校など約50施設に感染拡大予防に関する啓発ポスターを掲示
	9月15日 公共施設や小中学校など約50施設にコロナ差別抑止などを含む感染拡大予防に関する啓発ポスターを掲示

## 第3項 広報紙への掲載

### 【掲載一覧】

掲載号	内容（頁数）
令和2年	4月15日号 みんなで新型コロナウイルス感染拡大を防ごう（0.5）
	5月号 みんなで新型コロナウイルス感染拡大を防ごう（1.0）
	5月15日号 みんなで新型コロナウイルス感染拡大を防ごう（1.0） 新型コロナウイルス感染症 緊急対策のお知らせ（2.0）
	6月15日号 新型コロナウイルス感染を防ごう（1.0）
	7月号 新型コロナウイルス感染症 緊急対策のお知らせ 追加（1.0） 広報紙など各種文書を配布するときのお願い（0.5）

		(1.0)
		広報紙など各種文書を配布するときのお願い (0.5)
	8月15日号	みんなで新型コロナウイルス感染拡大を防ごう！ (0.4)
	9月号	新型コロナウイルス感染症に関するよくある問い合わせ (0.75)
		ストップ！コロナ差別 (0.25)
		みんなで新型コロナウイルス 感染拡大を防ごう！ (0.5)
	10月号	新型コロナウイルス感染症緊急対策【令和2年度 9月補正予算による追加分】 (1.0)
		新型コロナウイルス感染拡大防止 密閉・密集・密接しない！ (0.4)
	10月15日号	みんなの力で新型コロナウイルス感染拡大を防ごう！ (0.75)
		ストップ！コロナ差別 あなたや大切な人に置き換えて (0.25)
令和 3年	1月号	これまでの本市の新型コロナ対策の歩み (1.0)
	2月号	新型コロナウイルス感染症緊急対策 (0.5)
		広報紙など各種文書を配布するときのお願い (0.5)
		新型コロナウイルス感染拡大防止 密閉・密集・密接しない！ (0.25)
	3月号	新型コロナウイルス感染症緊急対策 (0.5)
		新型コロナウイルス感染例を紹介します。自分や家族も振り返り、感染防止を徹底しよう！ (0.5)
	3月15日号	新型コロナワクチン接種に関する相談窓口 (0.25)
	4月号	新型コロナウイルスワクチン接種が始まります (1.0)
		新型コロナワクチンについて皆さんに知ってほしいこと (1.0) 裏面
	5月号	高齢者対応 新型コロナワクチン接種 (0.5)
	6月号	65歳以上対象 新型コロナワクチン接種 (1.0)
		広報紙など各種文書を配布するときのお願い (0.5) 裏面
	6月15日号	新型コロナ緊急対策営業時間短縮要請に伴う協力金を支給 (0.5)
		新型コロナワクチン (1.0)
	8月号	64歳以下新型コロナワクチン接種 (2.0)
		新型コロナ緊急対策営業時間短縮要請関連事業者等支援金 (0.5)
広報紙など各種文書を配布するときのお願い (0.5) 裏面		
8月15日号	64歳以下新型コロナワクチン接種 接種券配布 (0.25)	
9月号	新型コロナワクチン接種が進んでいます (0.66)	
	「みやざきモデル」を実践しましょう (0.5) 裏面	
10月号	新型コロナワクチン接種に関する疑問に回答します (1.0)	
10月15日号	ワクチン接種を検討ください (0.5)	
令和 4年	1月号	3回目の接種が始まります (1.0)
	2月号	「みやざきモデル」を実践しましょう (0.5) 裏面

	3月号	追加（3回目）接種などの疑問に答えます（0.66）
	6月号	新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を！（0.5）
	7月号	新型コロナワクチン 4回目接種を実施しています（0.5）
	10月号	新型コロナワクチン オミクロン株対応ワクチンの接種を開始します
	11月15日号	乳幼児コロナワクチン接種（0.1）
令和 5年	2月号	コロナと共に生きる社会の生活様式 NEW！みやざきモデル（0.5）
	4月号	新型コロナウイルス感染症対策 令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となります（1.0）
	5月号	令和5年度も、コロナワクチン接種は「無料」で続きます！（1.0）
	9月号	新型コロナワクチン 令和5年秋開始接種（無料）が始まります！（0.5）

#### 第4項 ホームページへの掲載

##### 【掲載一覧】

掲載号		内容
令和 2年	4月～	各課から掲載依頼のあった新型コロナウイルスに関連する情報を集約した特設サブサイトを構築。市民向け情報や事業者向け情報などの分類に分け、問い合わせの多い事業へ分かりやすく誘導。

#### 第5項 市公式LINEへの掲載

##### 【掲載内容一覧】

掲載号		内容
令和 2年	4月～	感染者情報や緊急事態宣言、行動要請などの情報をLINE通知またはタイムラインに掲載。また、LINEのリッチメニューにコロナ関連タブを設け、感染者情報、支援金、市長メッセージへ直接遷移する仕組みを構築。

#### 第6項 市公式Facebookへの掲載

##### 【掲載内容一覧】

掲載号		内容
令和 2年	4月～	感染者情報や緊急事態宣言、行動要請などの情報をFacebookに掲載。

#### 第7項 感染者情報

県から公表される新型コロナウイルス感染者の情報をホームページで毎日更新するとともに、市内での感染確認やクラスター発生の場合、市公式LINE及びFacebookでも情報発信を行った。

##### 【配信内容】

本日の市内感染者の年代・性別、症状の有無、濃厚接触者、行動歴など

## 新型コロナウイルスに関連した情報

## 緊急情報

2021年11月19日更新  
 都城市における新型コロナウイルス感染者情報

## 市内の感染情報

- 市内の感染状況
- 市職員の情報

## ワクチン接種

- ワクチン接種予約
- ワクチン接種会場と予約状況
- ワクチン接種状況
- ワクチン接種関連

## 市民向け緊急対策

- プレミアム付スマイル商品券(第2弾)
- 住宅リフォーム補助
- その他の緊急対策

## 事業者向け緊急対策

- 飲食店等の特別営業要請
- 特別営業の影響を受けた事業者支援
- その他の緊急対策

## 市民の皆さんへ

- 市長メッセージ
- 落ち着いた行動を
- よくある質問・相談
- がいこくじんのみなさんへ
- 悪徳商法等にご注意を

## 行事・イベント・施設情報

## 都城市における新型コロナウイルス感染者情報

記事ID : 0022452 更新日 : 2021年11月19日更新



都城市内における新型コロナウイルス感染者の状況等を、宮崎県が調査した情報に基づきお知らせします。

※都城市内で感染が確認された人の行動歴や濃厚接触者の把握等は、宮崎県が行います

※県や市が公表する情報以外は、「根拠のない噂話」です。[推測のもと広めることは禁んでください](#)

## 都城市で新たな感染なし(県内感染なし)

10月20日に市内647例目の感染者を確認しました。10月21日以降の感染は確認されていません。

## これまでに公表されている情報

市内の感染者情報

例目	判明日	年代 性別	(発症日) 症状の有無	濃厚接触者	行動歴	備考
647例目 (県内6138)	10月19日	20代 女性	(10/17~) あり	なし	10/15~19 : 自宅	県外帰 性者と 接触歴 あり
646例目 (県内6114)	9月28日	70代 男性	なし	なし	9/25~28 : 自宅	642例 目と接 触歴あ り
645例目 (県内6104)	9月24日	30代 女性	(9/24~) あり	10名(家族、親族、 同僚、知人)	9/22・23 : 仕事 9/24 : 外出、医療機関受 診	
644例目 (県内6102)	9月24日	10歳 未満 男性	(9/21~) あり	4名(家族、親族)ほ か調査中	9/19・20 : 親族宅 9/21 : 外出 9/22 : 医療機関(1)受診 9/23 : 自宅 9/24 : 医療機関(1)受診	
643例目 (県内6089)	9月23日	30代 男性	(9/16~) あり	なし	9/14 : 自宅 9/15~21 : 仕事 9/22 : 医療機関受診 9/23 : 自宅	

また、令和4年8月5日からは、県から発表される新型コロナウイルス感染者の情報を県ホームページにリンクを貼り、市ホームページで毎日更新した。※令和4年9月26日まで



Miyazaki Prefecture  
Miyakonojo City  
都城市公式ホームページ

本文へ [初めての人へ](#)

Foreign language

背景色

白 黒 青

文字サイズ

標準

拡大

Google 提供

検索

ID  
番号検索

すべて  ページ  PDF

防災情報

避難するときは

Web版防災マップ

くらし・手続き

子育て・教育

健康・福祉・医療

文化・スポーツ

産業・事業者

市政情報

[トップページ](#) > [coronavirus](#) > [感染状況と対応](#) > [宮崎県内の感染者情報](#) > [都城市における新型コロナウイルス感染者情報](#)

[都城市における新型コロナウイルス感染者情報](#) > [都城市における新型コロナウイルス感染者情報](#)

coronavirus

## 新型コロナウイルスに関連した情報

### 感染状況と対応

- [宮崎県内の感染者情報](#)
- [宮崎県内の感染状況](#)
- [都城市の対応](#)

### ワクチン接種

- [ワクチン接種予約](#)
- [ワクチン接種会場と予約状況](#)
- [ワクチン接種状況](#)
- [ワクチン接種の情報](#)

### 市民向け緊急対策

- [住宅リフォーム補助](#)
- [その他の緊急対策](#)

### 事業者向け緊急対策

- [事業者向け緊急対策](#)

### 市民の皆さんへ

- [市長メッセージ](#)
- [よくある質問・相談](#)
- [悪徳商法等にご注意を](#)

## 都城市における新型コロナウイルス感染者情報

記事ID：0022452 更新日：2022年9月27日更新



### 9月27日以降の感染者情報

国の全数届出の見直しに伴い、宮崎県から公表される感染者情報は県全体の発表のみとなるため、9月26日をもって市町村別の公表は終了しました。  
9月27日以降の感染者情報（県全体の新規感染者数や年代別内訳など）は、順次更新される[県ホームページ](#)<外部リンク>で確認ください。

### 9月26日までの感染者情報

都城市内における新型コロナウイルス感染者の状況等を、宮崎県が調査した情報に基づきお知らせします。  
※都城市内で感染が確認された人の行動歴や濃厚接触者の把握等は、宮崎県が行います  
※県や市が公表する情報以外は、「根拠のない噂話」です。[憶測のもと広めることは厳に慎んでください](#)

累計感染者数：31,016件

### 感染集団事例情報※8月5日以降

感染集団事例(99)：都城市の教育・保育施設(6件)8/8公表分まで  
感染集団事例(100)：都城市の事業所(10件)8/11公表分まで  
感染集団事例(101)：都城市の事業所(13件)8/11公表分まで



## 第2節 総務関係

### 第1項 職員研修

#### 1 令和2年度研修

・新型コロナ感染症感染拡大防止のため、接遇研修をはじめ、5月からの研修を全て10月以降の実施に変更したが、8月の段階で、全国的に、また宮崎県内においても新型コロナウイルス感染症への感染が急速に拡大していることや、市内にも感染者が発生しており、今後予断を許さない状況が相当期間続くと予想されたことなどを受け、職員及び市民に対する感染リスクを最大限回避するため、庁内、市内外、県外開催の集合研修の全てについて、今年度の開催・参加を見送ることに決定した。

##### (1) 実績

新規採用職員研修第1部・第2部 …日程を短縮して実施

ただし、朝のあいさつ運動は中止（4月2日～4月7日）

新任評価者研修

通常の研修ではなく、説明会を実施

派遣研修

- ・ 宮崎県 3名
- ・ 内閣府 2名

#### 2 令和3年度研修

5月時点で、感染拡大防止の観点から集合研修は見送り、庁内、市外、県外開催の研修全てを8月以降の開催・参加とする予定で計画を立て直した。

ただし、研修室及び講師の日程確保の都合上実施困難な場合は、次年度に延期することにした。

定住自立圏研修については、各自治体に照会したところ、いずれの自治体においても新型コロナウイルス対策業務の増加により職員の選出が困難との回答であったため、令和2年度と同様、本年度も研修を見送ることとし、自治大学校についても職員派遣を見送ることを決定した。

8月の時点で、庁内（職員課主催）、市内外（県市町村振興協会等）、県外開催（市町村アカデミー等）の研修については、国における緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、県独自の緊急事態宣言の発令期間中は、全研修を見送ることに決定した。

##### (1) 実績

・研修は、感染症対策（パーテーション設置、検温やマスク着用、手指消毒、定期的な換気等）を行って実施したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から多くの研修の実施を見送った。

##### ① フィロソフィ研修

- ・フィロソフィ全員研修については実施を見送った。
- ・フィロソフィリーダー研修（部課長研修）については、第1回（4月）のみ実施した。

※1テーブルに2人掛け（通常3人掛け）で実施。

② 新規採用職員研修第1部・第2部 ※日程を短縮して実施。

③ 部課長研修（4月、11月実施） ※1テーブルに2人掛け（通常3人掛け）で実施。

④ 接遇研修（基本研修、サポーター研修）

## ⑤ 派遣研修

- ・ 宮崎県 3名
- ・ 内閣府 2名 (2名のうち1名は9月1日からデジタル庁へ異動)
- ・ デジタル庁 1名 (9月1日から)

## 3 令和4年度研修

新型コロナウイルス感染症への感染防止対策（検温、手指消毒、マスク着用、換気、体調がすぐれないときには出席しない等）を行い、研修を実施した。

### (1) 実績（新型コロナウイルス感染症の影響があったもの）

#### ① フィロソフィ研修

フィロソフィリーダー研修については、4回（4月、10月、11月、2月）計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から1回中止（11月）とし、3回実施した。

※グループワークは行わず、1テーブルに2人掛け（通常3人掛け）で実施。

#### ② 研修

部課長研修は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため8月はAIによる動画視聴、11月は中止。（4月、10月、2月は、フィロソフィリーダー研修）

#### ③ 派遣研修

宮崎県市町村振興協会が主催する宮崎県市町村職員海外研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施なし。

## 第2項 経済センサス等調査

令和3年経済センサスー活動調査（基準日：令和3年6月1日）は、令和2年11月2日付け令和3年経済センサスー活動調査実施本部の決定方針を受け、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上での調査実施となった。

### 1 国の動向

令和2年11月2日付け「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年経済センサスー活動調査（調査員調査部分）における対応方針について（連絡）」で、市町村に指導員及び調査員事務打合せ会の時間短縮、非接触式調査方法の導入などを行うよう求めた。

### 2 県の対応

令和3年4月22日付け事務連絡において、国の方針に沿った措置を講じた調査活動等を行うよう市町村に求めた。

### 3 本市の対応

・調査員等の説明会は、感染対策（検温、マスク着用、手指消毒）、換気を行った上で、時間の短縮、人数縮減し実施した。

・調査員等に活動中に使用する不織布マスク及び手指消毒の配布を行った。

・調査活動については、非接触の調査方法を導入し、事業所に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越し又は相手方との一定の距離を保ち、マスク着用等の上で対応を行い、調査書類は郵便受けなどに入れて配布、回答については、可能な限りインターネット回答で行っていただくよう、

事業所に対し協力依頼を行った。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店等への営業時間短縮要請が、本市域に5月21日から6月10日（6月4日解除）の間で発出され、一部の事業所へ調査員配布が困難となったため、郵送配布を行った。

#### 4 回答状況

・非接触の調査方法を導入したことに伴い、インターネット回答の割合は増加した。

なお、インターネット回答の状況は、次のとおりであった。

インターネット回答 42.6%（平成28年 17.8%）

・郵送配布となった事業所の回答状況が低い状況であった。

### 第3項 令和4年就業構造基本調査

令和4年就業構造基本調査（基準日：令和4年10月1日）は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上での調査実施となった。

#### 1 国の動向

・新型コロナウイルス感染症への対応の基準として「新型コロナウイルス感染症を踏まえた調査の実施について」を示し、基本的な感染防止対策を徹底すること、非接触や接触時間の短縮に努めた工夫を行うこと、インターネット回答の積極的な利用依頼を行うことなど、調査活動に当たり対策を行うように求めた。

#### 2 県の対応

・令和4年6月16日開催した事務打合せ会において、国の方針に沿った措置を講じた調査活動等を行うよう市町村に求めた。

#### 3 本市の対応

・調査員等の説明会は、感染対策（検温、マスク着用、手指消毒）、換気を行った上で、時間の短縮、人数縮減し実施した。

・調査員等に活動中に使用する不織布マスク及び手指消毒の配布を行った。

・調査活動については、非接触の調査方法を導入し、調査対象となる人に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越し又は相手方との一定の距離を保ち、マスク着用等の上で対応を行い、調査書類は郵便受けなどに入れて配布、回答については、可能な限りインターネット回答で行っていた。調査対象となる人に対し協力依頼を行った。

#### 4 回答状況

・令和4年の調査に当たっては、前回（H29）にはない郵送による調査票の提出が導入され、それを活用される方が多かった。

・インターネット回答の状況は、次のとおり前回と同様であった。

インターネット回答 18.25%（平成29年 18.25%）

## 第3節 地域コミュニティ

## 第1項 新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置

### 1 新型コロナウイルス感染症専用避難所設置・マニュアル作成

新型コロナウイルス感染症陽性者については、隔離が必要となり原則入院となるが、病床数に限りがあることから、県の医療調整本部で調整の結果、宿泊療養施設や自宅での療養となる場合がある。これまでの感染の状況をみると、感染者が多い場合は、自宅療養者も相当数発生している。

そのような中、台風等の風水害の際、危険エリア（浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）に居住する自宅療養者が自宅外への避難を希望する場合の避難先は、原則として宿泊療養施設とするが、宿泊療養施設が定員を超えて受け入れられない場合に備えて専用避難所を設置し、避難所配備職員はマニュアルに沿った避難所運営を実施した。

### 2 専用避難所

中央公民館大会議室

### 3 避難対象者

新型コロナウイルス感染症感染者で自宅療養者のうち、専用避難所利用希望者（以下、「避難者」という）

### 4 配備職員（以下「職員」という）

- ・常時3名を配備し、2班でのローテーションとし、予め職員を選任する。
- ・職員の1名は、保健師または看護師とし、残り2名は、保健師または看護師以外の一般職員とする。

### 5 避難所の運営

#### (1) 設営

対策本部により必要な資機材は、予め中央公民館第5研修室（和室）に用意してあるので確認すること。

#### (2) 配備職員待機場所

中央公民館第5研修室（和室）

#### (3) 業務

- ・職員は、対策本部からの指示で、専用避難所を開設する。
- ・対策本部は、都城保健所からの避難予定者情報を受け取る。また、その内容を職員に伝達する。
- ・職員は、避難者対応時は、感染症対策キット（手袋、防護服、ゴーグル等）及びN95マスクを装着し業務に当たる。
- ・中央公民館大会議室入口で受付を行い、避難者に避難者カードに必要事項を記入していただき、避難者カードは受付に置いたままとする。
- ・受付終了後、避難者を大会議室へ案内する。
- ・避難者に各自屋内型簡易テントを設営していただく。設営が無理な避難者の場合は、職員が行うこと。
- ・寝具、食料及び飲料水については、避難者自身の持参を基本とするが、持参できなかった避難者へは備蓄品で対応する。
- ・避難者のトイレについては、※中央公民館ゾーニング図面のとおり大会議室入口左側のトイレを専用とし、職員は、事務室前のトイレを使用する。
- ・職員は、待機場所で感染症対策キット等の装着を行い、※中央公民館ゾーニング図面導線のとおり、待

機場所から大会議室、玄関へ移動し、事務室前の脱衣所で感染症対策キット等の脱衣等を行い、専用ごみ袋に入れた後、待機場所に戻る。

- ・必要な資機材は、待機場所から大会議室へ移動させ、使用すること。

【避難者から連絡、問い合わせ等があった場合の対応】

・避難者との連絡は、危機管理課から配布する IP 無線で行う。(基本的に大会議室には、できるだけ入室しない。入室した場合は、前述の導線と同様に感染症対策キット等の脱衣等を行い、待機場所に戻ること。)

- ・体調悪化の場合は、直ちに対策本部(23-2129)に連絡する。

- ・不明な点は、対策本部に連絡し指示を受ける。

【避難所閉鎖時の対応】

・使用した資機材及び避難者が設営した屋内型簡易テント等は撤収せず、そのままにしておくこと。

・避難所で出たゴミは、市のゴミ袋に入れ、避難所内において置く。

【事後の対応】

・避難者が全員帰ったことを確認し、対策本部に連絡する。

・避難者名簿は、受付場所に置いたままにしておく。

・後日、都城保健所が避難所及び使用資機材の消毒を行う。

・消毒作業終了後、危機管理課が資機材の補充等を行う。

(4) 避難所配備における注意点(配備職員)

・発熱、咳などの症状がある場合は配備に就かず、対策本部に相談し交代を依頼する。

・配備中は、手洗いや咳エチケットを徹底するほか、手指消毒を頻繁に行う。

・配布されている非接触型体温計で定期的に検温するなど自身の健康管理に留意する。

(5) 開設実績

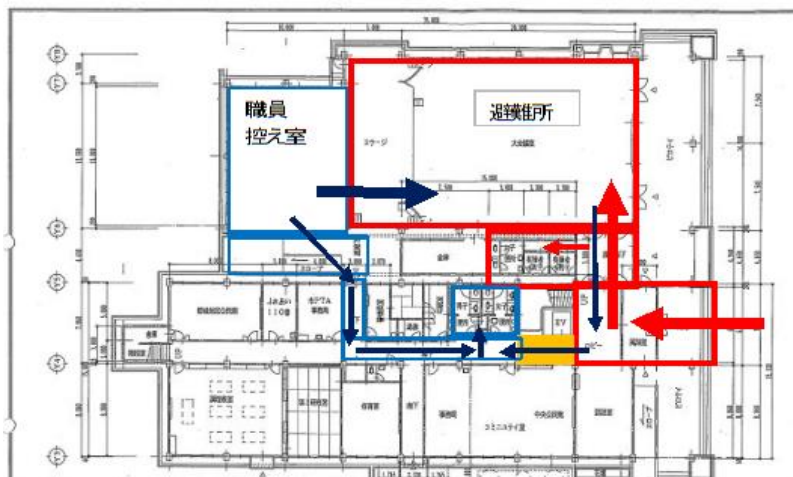
期間

令和4年9月17日～令和4年9月19日

避難者数

4世帯 12人

※中央公民館ゾーニング図面



## 6 新型コロナウイルス感染症専用避難所の取扱い

内閣府から、令和5年4月28日付けで「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」の通知あり。また、令和5年5月8日、県危機管理課から内閣府の通知と同様の取扱いとする旨連絡あり。

## 7 今後の取扱い

- ・国・県の方針に準拠し、新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置を廃止する。
- ・避難者の健康管理や避難所の衛生管理、感染症患者や発熱者への対応等について、国、県の方針に従い、これまで同様の感染対策を実施することを、令和5年5月18日に決定した。

## 第2項 男女参画・女性総合相談

### 1 男女共同参画事業

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間における街頭啓発が実施できなかった。

生活困窮等の経済的な理由から生理用品を購入できない女性・女児の増加が、長引くコロナ禍で顕在化した。女性・女児の健康と尊厳を守り、その困難を少しでも解消するため、「生理の貧困」対策として令和4年7月から市民・団体等に寄付を募り、令和4年9月から生理用品の無償配布する取組を開始した。

### 2 女性総合相談事業

コロナ禍における生活不安やストレスによるDV被害等の増加や深刻化が懸念されるため、DV被害者に対する適切な支援について、県からの周知に従い、十分な感染防止対策を取った上で、被害者に対する継続支援や一時保護支援を行った。

令和2年度の「定額給付金事業」及び「ふるさと応援券事業」においては、配偶者からの暴力による避難事例における関係事務処理について、被害者から相談のあった際の情報提供や、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等の発行の手續支援等、関係課と連携を図りながら行った。

令和4年度の「都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第3弾）」及び「都城市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務）」についても同様に対応した。

### 【女性総合相談における相談形態】

	電話相談	面接相談	専門相談	その他	合計
平成30年度	505件	262件	57件	0件	824件
令和元年度	453件	299件	43件	0件	795件
令和2年度	603件	207件	48件	8件	866件
令和3年度	501件	165件	33件	16件	715件
令和4年度	590件	234件	33件	3件	860件

### 第3項 消費生活相談事業

全国的に新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）感染拡大に便乗した悪質商法が流行し、悪質商法についての注意喚起が強化された。本市の令和2年度の相談件数が例年に比べ増加したのは、市民が感染症に便乗する悪質商法に対しての注意喚起を目にする機会が増え、消費者トラブルに対する意識が高くなったことが要因と考えられる。また、感染症感染拡大防止のため、出前講座やセミナー、啓発活動等を自粛する期間があった。

#### (1) 消費生活相談件数の推移

令和元年までは相談件数は500件台を推移していたが、令和2年度は過去最高の613件の相談があった。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	574件	500件	613件	409件	499件

#### (2) 出前講座実施件数の推移

例年、各地区の自治公民館、高齢者クラブ、小・中学校等から出前講座の申込みがあったが、緊急事態宣言の発出による不要不急の外出、イベントの自粛等により、令和2年度以降、出前講座の申込件数は減少している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催数	44件	44件	10件	6件	4件
参加者数	4,272人	2,136人	324人	163人	110人

### 第4項 自治公民館

自治公民館主催の六月灯・夏祭り等について、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市から自粛をお願いをした。令和4年度からは、開催可否を主催者判断とし、開催する場合は、感染防止対策を徹底し、責任をとれる実施体制での開催をお願いした。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和2年度から令和4年度まで、都城市自治公民館連絡協議会主催の「都城市自治公民館連絡協議会総会」や「都城市自治公民館振興大会」（市は共催）が書面決議や書面開催に、「理事・行政担当者意見交換会」等の行事が中止となった。例年、総会で行っている退任理事への市長からの感謝状贈呈式は、「都城市自治公民館連絡協議会理事会」終了後に行った。

令和3年度に都城市が開催市となっていた「宮崎県公民館大会県南ブロック大会」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりDVD開催とした。

### 第5項 まちづくり協議会・地域活性化事業

#### 1 まちづくり協議会

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各地区のまち

づくり協議会で計画した地域住民が集まるイベント等は、実施できずに中止になる状況がみられ、各地区で実施していた視察研修も全て中止になった。

また、各地区の総会は、令和2年度から令和3年度までは全地区で書面での開催となったが、令和4年度は、4地区が対面で開催し、11地区が書面による決議となった。

## 2 地域活性化事業

令和2年度から令和4年度までの間、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でイベントなどが行えず、事業費の一部又は全部を返還した事業は4事業あり、事業そのものを実施できなかったため取り下げられた事業は7事業であった。

### 【返還が生じた事業】

年度	事業名	事業内容	交付決定額	交付確定額	返還額
令和2年度	健康づくり世代間交流事業	健康づくりのための備品の購入	870,000円	770,220円	99,780円
	スマイルカフェ祝吉事業	子どもや生活困窮世帯に食及び居場所の提供	234,000円	58,894円	175,106円
令和3年度	スマイルカフェ祝吉事業	子どもや生活困窮世帯に食及び居場所の提供	57,000円	6,477円	50,523円
令和4年度	五十市地区子ども音楽祭記念大会開催事業	子ども達の音楽活動を地域全体で支援する目的で開催してきた「子ども音楽祭」の第10回記念大会を開催し、以降のさらなる発展につなげる。	500,000円	0円	500,000円

### 【取り下げのあった事業】

年度	事業名	事業内容
令和2年度	子ども音楽祭十周年事業	第10回目を迎える子ども音楽祭を記念大会として開催し、更なる発展につなげる。
	今町俵おどり伝承事業	会員募集と組織強化により、地域に伝わる芸能「俵おどり」を持続可能な伝統とする。



令和3年度	婚活レクリエーション事業	山田地区近郊に居住する独身男女の交流事業を山田町内で実施することで、山田町の良さを理解してもらい、若者の定住・活性化に結び付ける。
	高崎春まつり事業	農畜産物等の試食販売や子供向けのステージイベント等を実施することにより、地域の賑わいにつなげ、地区の活性化や町内外への情報発信を図る。
	バレー大会 60 回記念事業	60 回記念として記念タオルを制作し、コロナ対策用品を購入することにより、バレーボール競技の更なる普及とバレーボールを通じた地域づくりを目指す。(タオル 200 枚)
	高崎地区縁結び促進事業	婚活イベントを実施することにより、少子化対策及び地域の活性化につなげる。 ①たかざき恋物語 (集団お見合いパーティイベント) ②高崎よかにせ研究会 (異性との接し方などのスキルアップ事業)
令和4年度	高崎春まつり事業	農畜産物等の試食販売や子供向けのステージイベント等を実施することにより、地域の賑わいにつなげ、地区の活性化や町内外への情報発信を図る。

## 第6項 市民公益活動・協働

### 1 市民公益活動支援事業

感染拡大防止の観点から、審査会については非公開又は書面審査に変更し、報告会については書面による報告に変更した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業困難による取消申請や事業縮小による一部返還金が発生した。

年度	審査会	報告会	採択団体	事業困難・事業縮小
令和元年度	公開審査	書面報告	20 団体	—
令和2年度	書面審査	書面報告	14 団体	3 団体
令和3年度	非公開審査	書面報告	17 団体	4 団体
令和4年度	非公開審査	公開報告	15 団体	3 団体

### 2 協働事業の推進

協働事業数は、年々増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度及び令和3年度は減少した。

年度	事業数
令和2年度	209 件

令和3年度	189件
令和4年度	255件

### 3 市民公益活動団体の事業力強化と市職員の資質向上

例年、「市職員向け研修」は1回開催していたが、令和2年度は中止とした。また「NPOスキルアップ講座」は、例年3回開催していたが、令和2年度及び令和3年度は中止、令和4年度は1回の開催とした。

年度	職員向け研修	NPOスキルアップ講座
令和2年度	中止	中止
令和3年度	102名	中止
令和4年度	121名	8名(4団体)

## 第7項 行政協力員

### 1 行政協力員に関する業務

#### (1) 行政事務連絡文書の配送

行政事務連絡文書は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の観点から、令和2年7月1日配送分から回覧文書を中止し、各戸配布文書のみとした。令和5年3月13日に感染防止対策が緩和されたことから、令和5年4月14日配布分から回覧文書を再開した。

#### (2) 行政協力員永年勤続者表彰

毎年度、都城市自治公民館振興大会において、行政協力員永年勤続表彰を行っていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度から令和4年度まで書面開催となったことから、永年勤続者表彰についても各地区での表彰となった。

## 第4節 高齢福祉

### 第1項 養護老人ホーム

当該施設は、概ね65歳以上で、環境上及び経済上の理由により日常生活を営むのに支障があり、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設(市内6施設)で、入所適否は入所判定委員会で判定し、措置決定をする。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

##### (1) 施設の対応

養護老人ホームは入所施設のため、次の対策を徹底し、感染症予防を行った。

##### ① 通常生活における感染症予防対策

② 健康観察、手洗い等の感染症予防対策、3密(密閉空間、密集場所、密接場所)をつくらない環境づくりを心掛け、換気を定期的に行う。

##### (2) 夏祭り、七夕飾り、遠足等の取扱い及び面会制限について

イベント等の開催に関して、国が発出した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に準

拠して対処。面会制限等については、感染状況に応じた対応。

### (3) 市の対応

- ・本市の対応方針に関する文書の発出
- ・国及び支援者より配布された衛生・防護用品（マスク・使い捨て手袋）の放出（随時）

## 2 養護老人ホーム入所判定委員会の開催

判定委員会は、毎月1回開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、11回を書面決議で判定、令和5年3月開催分のみ対面決議により判定を行った。

## 第2項 敬老特別乗車券及び健康増進施設利用割引券の交付事業

当該事業は、高齢者の自主的活動を助けるための敬老バス券交付及び高齢者の健康増進を図るための温泉券交付を本庁、各総合支所及び各地区市民センターで行うものである。

### 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う申請交付の対応等

- ・4月の福祉課等での窓口受付を、密を避ける為に、名字の五十音順に受付時間の割り振りを行い実施（令和3年度）。
- ・地区公民館受付を、令和2年度は小松原地区公民館のみ通常どおり4月に実施し、翌日より新型コロナウイルスの感染拡大の状況により公民館が閉館となったため、中止となった。令和3年度は5月に実施。
- ・令和2年度・令和3年度バス券取得者のバス券の更新期限を各運行事業者に同意を得た上で、5月末まで延長し、バス券更新希望者の分散を図った。
- ・各温泉施設等へのポスター掲示や市ホームページ等にて、事前に周知することにより分散を図った。
- ・4月の福祉課等での窓口受付を、密を避ける為に、名字の五十音順に受付時間の割り振りを行い実施（令和4年度と令和5年度）。
- ・地区公民館受付を、令和5年度は、通常どおり4月に実施した。
- ・各温泉施設等へのポスター掲示や市ホームページ等にて、事前に周知することにより分散を図った。

## 2 敬老特別乗車券及び健康増進施設利用助成券の交付状況

【交付人数（令和元年～令和4年度）】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
敬老特別乗車券	3,337	2,857	2,524	2,256
健康増進施設利用助成券	19,272	15,831	15,051	17,070

## 第3項 高齢者クラブ

当該同じ地区に住む高齢者（60歳以上の方）の方々と組織をつくり、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーション及び地域社会との交流などいろいろな活動を自主的におこなうものである。

【活動休止の状況】

- ・令和2年度・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多数の参加者による

研修会やレクリエーション活動を休止する状況となった。3密（密閉、密集、密接）をつくらない環境づくりを心掛け、活動を行うようにしている。

・令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染症感染拡大に伴い、多数の参加者による研修会やレクリエーション活動を休止する状況となった。

・令和5年度からは、3密（密閉、密集、密接）をつくらない環境づくりを心掛け、様々な活動を再開するようになっている。

#### 第4項 趣味の教室

当該事業は、高齢者の趣味・技術活動を通して、心の触れ合いを求めながら、余暇を有意義に過ごすために開設されたものである。

##### (1) 教室の開講状況

新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いつつ、教室を開講する予定である。

##### 【教室開講状況（令和元年～令和5年度）】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
なし (10教室開催)	7月～すべて休講 (6月まで一部実施)	すべて休講	すべて開講	すべて開講予定

##### (2) 受講者数の推移

##### 【開講回数・受講者数年間比較（令和元年～令和5年度）】

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
書道	20	15	2	16	0	0	19	13	19	14
健康体操	11	2	0	9	0	0	10	15	17	15
ちぎり絵	20	4	1	8	0	0	19	5	19	17
英会話	20	6	0	0	0	0	19	14	19	16
パソコン	10	23	1	14	0	0	11	31	24	24
民謡	11	13	1	5	0	0	10	3	10	5
舞踊	11	12	1	11	0	0	10	7		
ヨガ	20	31	0	0	0	0	34	22	18	7
料理	19	8	1	7	0	0	19	10	17	8
合計	142	114	7	70	0	0	151	120	143	106

※令和5年度は、講座について、ちぎり絵がリズムダンスに、ヨガがハーモニカに変更あり。

また、舞踊は受講希望者がいなかったため、中止となる。

#### 第5項 高齢者世帯慰問事業

当該事業は、年度内100歳の長寿者及び市内最高齢者を訪問し、敬老記念品等を送るものである。

## 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う訪問対応等

令和2年度・令和3年度・令和4年度の訪問に関しては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、市長・副市長の訪問は行わず、職員による窓口・自宅玄関口での対応とし、例年どおり市から祝状及びお祝い金、花束を贈呈した。

## 2 対象者お祝い品等交付状況

【対象者人数（令和元年～令和4年度）】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市内最高齢者	1	1	1	1
年度内100歳	73	76	77	76

## 第6項 敬老会

各自治公民館主催の敬老会について、令和2年度及び令和3年度は、開催自粛をお願いした。令和4年度は、市の方針として、敬老会の開催可否は主催者判断とし、敬老会を開催する場合は、感染対策を徹底して行うように周知した。参加者の感染リスクを避けるため、敬老会への市関係者の出席は控えた。市長祝辞と焼酎の配布については、例年どおり実施した。

令和5年度は、昨年度と同様に敬老会の開催可否は主催者判断とし、市長祝辞と焼酎の配布についても、例年どおり実施する。

## 第5節 環境

### 第1項 クリーンセンター

#### 1 クリーンセンター視察見学について

クリーンセンターでは、通常、市内外関わらず、学校関係・事業者見学、行政視察を受け入れている。

##### (1) 令和3年4月1日からの視察見学受入体制について

次の点を考慮し、1団体最大100名（50名ずつの2班体制で受け入れる。）までを受け入れることとした。

- ① 大研修室において、1席ずつ間隔を空けて座った場合の最大収容人数が50名であること。
- ② 1団体を50名ずつの2班体制とし、まず、1班・・・概要説明、DVD鑑賞、質疑、2班・・・施設見学を行い、その後交代する。

##### (2) 令和4年4月1日からの視察見学受入体制について

次の点を考慮し、1団体最大100名（50名ずつの2班体制で受け入れる。）までを受け入れることとした。

- ① 大研修室において、1席ずつ間隔を空けて座った場合の最大収容人数が50名であること。
- ② 1団体を50名ずつの2班体制とし、まず、・・・概要説明、DVD鑑賞、質疑、2班・・・施設見学を行い、その後交代する。

(3) 令和5年5月8日からの視察見学受入体制については、数及び座席間隔に制限を設けず、受け入れることとした。

## 2 展開検査について

### (1) クリーンセンターの展開検査について

不適正ごみの搬入防止のため、1年間に4回（車両台数8台）のごみ収集車展開検査を実施予定としている。

展開検査は、ごみ収集車が持ち込んだごみを敷地内に降ろし、可燃ごみ（一般廃棄物、産業廃棄物）、不燃ごみ（一般廃棄物、産業廃棄物）に分類する。

クリーンセンターは、一般廃棄物可燃ごみのみが搬入可能であるため、それ以外のごみが搬入されている場合は、指導を行う。

令和3年12月は、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いていたため、3回（車両台数5台）の展開検査を実施した。しかし、その後感染拡大したため、想定していた年4回（車両台数8台）の展開検査は実施できなかった。

令和4年度は、年間を通して新型コロナウイルスの感染拡大が継続していたため、展開検査は実施できなかった。

なお、令和5年5月8日に新型コロナウイルスが5類へ移行したため、1年間に4回（車両台数8台）のごみ収集車展開検査を実施予定とした。

## 3 山田地区環境対策協議会

### (1) 山田地区環境対策協議会の概要

本協議会は、市が設置した都城市クリーンセンターに関し、地域住民の健康と良好な生活環境の保全を図ることを目的に、相互の協力体制を図り諸問題を協議するために平成22年2月9日に設置されたものである。

協議会の組織としては、山田町の自治公民館代表10名以内、高倉川水系用水組合代表10名以内の計20名以内で構成されている。

協議会会則第8条に規定されているように、自治公民館、用水組合それぞれに部会を設置し、そこから協議会を構成する形となっている。

任期は1年で、再任を妨げないこととしている。

### (2) 令和3年度 山田地区環境対策協議会の書面決議について

令和3年5月27日（木）に予定していた、令和3年度第1回山田地区環境対策協議会について、新型コロナ感染拡大防止のため対面協議ではなく、書面決議とした。

また、同日に予定していた意見交換会は中止とした。

### (3) 令和4年度 山田地区環境対策協議会の書面決議について

令和4年7月22日（金）に予定していた、令和4年度山田地区環境対策協議会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面協議ではなく、書面決議とした。

また、同日に予定していた意見交換会は中止とした。

(4) 令和5年度 山田地区環境対策協議会の開催について

令和5年5月8日に新型コロナウイルスが5類へ移行したため、対面での開催になった。

4 クリーンセンターの簡易展開検査について

不適正ごみの搬入防止のため、毎月40台程度のごみ収集車に対し、簡易展開検査を実施予定としている。

簡易展開検査は、ごみ収集車が持ち込んだごみをごみピットに投入後、プラットホームから目視により、ごみ内容をおおまかに判断し、資源化可能ごみ、不適物等がある場合は、搬入者へ指導を行うものである。

(1) 令和3年度から

令和3年5月から、一部車両について、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認後残りのごみをごみピットへ投入することとした。

① 令和3年8月

新型コロナウイルスの感染拡大により、ごみに近づくことは危険があると判断し、直接ごみピットへ投入することとした。

② 令和3年10月

新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いてきたことから、一部車両について、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認後残りのごみをごみピットへ投入することを再開した。

③ 令和3年12月

12月に展開検査を実施することになったが、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認する作業を継続とした。

④ 令和4年1月

コロナオミクロンの影響により、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認する作業を当面の間中止とした。

(2) 令和4年度中

コロナオミクロンの影響により、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、

そのごみを確認する作業を中止とした。

### (3) 令和5年度

新型コロナウイルス感染拡大前と同様に、不適正ごみの搬入防止のため、毎月40台程度のごみ収集車に対し、簡易展開検査を実施予定とする。

新型コロナウイルスの感染拡大により、展開検査を実施できないことの代替案として、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認する作業を行っていた。

しかし、令和5年度は、1年間に4回(車両台数8台)のごみ収集車展開検査を実施予定としているため、ごみピットへ投入する前にプラットホームで少量のごみを降ろし、そのごみを確認する作業をなくした。

## 第2項 リサイクルプラザ関係

### 1 志和池地区環境整備対策協議会の概要

本協議会は、都城市一般廃棄物最終処分場、リサイクルプラザ等の一般廃棄物処理施設について諸問題を協議し、施設周辺の生活環境の向上を図ること及び第1期埋立跡地に整備された志和池中央ふれあい広場の適正な管理運営を行うことを目的に平成2年10月1日に設置されたものである。

協議会は、志和池地区自治公民館連絡協議会、施設周辺住民代表合わせて、30人以内の委員で組織されており、志和池地区環境整備対策協議会を毎年1回以上開催している。

## 第3項 高崎一般廃棄物最終処分場

### 1 都城市高崎一般廃棄物最終処分場地元協議会の概要

本協議会は、市が設置した都城市高崎一般廃棄物最終処分場に関し、施設の円滑な管理運営等に関する諸問題等を協議するとともに、地域の環境整備、福祉の増進を図ることを目的に、平成17年4月1日に設置されたものである。

協議会の組織は、旭、高坂及び原村自治公民館長、旭、高坂及び原村自治公民館から選出された3名以上4名以内で構成されている。

### 2 都城市高崎一般廃棄物最終処分場地元協議会の書面報告について

令和2年度から令和4年度まで、都城市高崎一般廃棄物最終処分場地元協議会を、新型コロナ感染拡大防止のため書面報告とした。

なお、令和5年度は、令和5年5月31日(水)に、対面にて総会を開催した。

## 第4項 志和池最終処分場

### 1 志和池地区環境整備対策協議会の概要

本協議会は、都城市一般廃棄物最終処分場、リサイクルプラザ等の一般廃棄物処理施設について諸問題を協議し、施設周辺の生活環境の向上を図ること及び第1期埋立跡地に整備された志和池中央ふれあい広場の適正な管理運営を行うことを目的に平成2年10月1日に設置されたものである。



協議会は、志和池地区自治公民館連絡協議会、施設周辺住民代表合わせて、30人以内の委員で組織されており、志和池地区環境整備対策協議会を毎年1回以上開催している。

## 2 志和池地区環境整備対策協議会の書面開催及び懇親会について

令和2年度から4年度まで、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から書面開催とし、その後行われる懇親会も中止とした。

なお、令和5年度については、総会を令和5年5月9日（火）に開催した。

## 第5項 都城浄化センター

### 1 吉尾地区環境整備対策委員会の概要

本委員会は、下水処理施設である都城浄化センター（清流館）の施設周辺の公害防止や環境保全を目的として設置されたものである。

委員会の組織としては、吉尾地区自治公民館役員、その他住民代表による10名で構成されている。

毎年10月～11月に開催される委員会で、都城浄化センターの管理状況や水質等公害分析測定

結果、処理場やその他の市管理施設に関する要望等の受付や、過去の要望に対する回答・報告を行っている。

### 2 吉尾地区環境整備対策委員会の開催について

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、書面開催とした。

なお、令和4年度については、新型コロナウイルスの感染拡大が収束したことから、令和5年2月21日に開催した。

## 第6項 中央終末処理場

### 1 宮丸地区環境整備対策委員会の概要

本委員会は、下水処理施設である中央終末処理場の施設周辺の公害防止や環境保全を目的として設置されたものである。

委員会の組織としては、宮丸地区自治公民館役員、その他住民代表による9名で構成されている。

毎年10月～11月に開催される委員会で、中央終末処理場の管理状況や水質等公害分析測定結果、処理場やその他の市管理施設に関する要望等の受付や過去の要望に対する回答・報告を行っている。

### 2 宮丸地区環境整備対策委員会の開催について

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、書面開催とした。

なお、令和4年度については、新型コロナウイルスの感染拡大が収束したことから、令和5年2月16日に開催した。

## 第6節 生活保護

## 1 新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務の取扱いについて

### (1) 定期訪問等の取扱い

被保護者宅等への訪問については、令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等にける留意点について」に基づき、社会福祉施設や病院等への訪問は控え、電話連絡により生活状況の確認等行う。加えて県福祉保健課にも相談の上、高齢者世帯と子どものいる世帯への訪問も同様の対応を実施。

国の緊急事態宣言に伴い、令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「新型コロナウイルスの感染防止等のための生活保護業務等における対応について」において、緊急事態措置区域・期間については、「訪問は、当分の間、緊急対応等最低限必要なもののみ実施すること」、「その他の区域及び期間においても、組織的な判断の下、同様に取扱いして差し支えない」とのことであり、緊急事態措置期間については、引き続き同様の対応を継続。

なお、県からは「画一的な訪問自粛ではなく、個別に適切な判断をするように」との指導もあったことから、この点にも十分留意しながら、生活保護の適正な実施に必要な訪問等については、感染リスクを最小限にするよう配慮した上で実施。

その後、県から「電話による生活状況の確認を、定期訪問に代えるのは適切ではない」との指摘があったことから、電話確認を行ったものについては定期訪問実績には加えず、訪問延期として取り扱い、新型コロナウイルス感染症の収束後に改めて定期訪問をすることとした。ただし、年間訪問予定回数を満たせなかったとしても、指導の対象とはならないとの説明もあった。

また、電話確認による現状調査をした件数の集計も実施した。

### (2) 一時的な収入の減により保護が必要となる取扱い

保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局長保護課長通知）第3の問9-2に準じて保有を認めるよう示された。

なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて解して差し支えないとして取扱う。

### (3) 医療扶助における医療券方式の取扱い

医療扶助の決定については、医療扶助運営要領により対応しているところであるが、当面の間、被保護者が福祉事務所を訪れることなく手続きできるよう配慮した形で実施することが示された。

具体的な対応例としては、被保護者からの医療扶助申請は基本的に電話連絡等で受け付け、特段の事情がない限りこの申請をもって医療券の発行を待たずに医療機関の受診を認め、その旨医療機関に連絡し、可否意見書や医療券の交付は、後日、被保護者を介さずに医療機関と福祉事務所とが直接やり取りするといったような対応をした。

その他、令和 2 年 3 月 4 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」、医療券の提出ができない場合の対応についても同様の取扱いが示され実施した。

#### (4) 特別定額給付金及び令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の取扱い

令和 2 年 5 月 1 日厚生労働省社会・援護局事務連絡「特別定額給付金及び令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて」特別定額給付金及び子育て給付金は、その趣旨として、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示されていることから、こうした趣旨に鑑み、収入認定においては下記のとおり実施した。

##### ① 特別定額給付金について

特別定額給付金は、総務省事務連絡において、施策の目的として、「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」とされ、給付対象者については、「基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において住民基本台帳に記録されている者」とされており、被保護者も給付の対象となっている。被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しない。

##### ② 子育て給付金について

子育て給付金は、内閣府通知において、施策の目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0 歳～中学生のいる世帯）に対し、令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する」とされ、対象児童については、児童手当（本則給付）の令和 2 年 4 月分の対象となる児童（3 月分の対象となる児童含む）とされており、対象児童のいる被保護世帯も給付の対象となっている。

被保護者に子育て給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、平成 27 年度に実施された子育て世帯臨時特例給付金及び令和元年度に子育て世帯向けに販売されたプレミアム商品券と同様に、収入として認定しない。

#### (5) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等により支給される慰労金の生活保護制度上の取扱い

令和 2 年 6 月 12 日に成立した令和 2 年度第 2 次補正予算において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の中で医療機関、介護施設、障害者施設に従事する職員に対し、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の中で救護施設に従事する職員に対し、それぞれ慰労金の支給事業（以下、「慰労金支給事業」という。）が盛り込まれ次のとおり示され実施した。

慰労金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担

がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付するものとされている。

被保護者に慰労金支給事業による慰労金が給付された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的を鑑み、収入として認定しない。

#### (6) 保護受給世帯への通知

R2/5/27 発送

保護受給全世帯に対し「特別定額給付金」等に対する申請の推進及び収入認定しない旨の文書を発送し周知を図る。

R2/8/31 発送

保護受給全世帯に対し「がんばろう都城！ふるさと応援券」に関連し、9月中の発送及び収入認定しない旨の文書を発送し周知を図る。

## 2 被保護者健康管理支援事業の取扱い

生活保護受給者健康診査の実施期間は、例年6月から10月までとされていたが、新型コロナウイルス感染症第5波の影響に伴う医療機関への受診控え等により、健康診査受診率低下や新型コロナワクチン予防接種業務等による医療機関の負担軽減を図るため、令和3年度の実施期間が10月から翌年の2月までに延長された。

R3/9/22 発送

生活保護健康診査未受診者に対して、健診受診勧奨案内通知と健康に関するチラシを発送し周知を図る。

## 第7節 児童福祉

### 支援対象児童等見守り強化事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響による長期間の外出自粛等を踏まえ、令和3年1月から居宅訪問等による子どもの見守り事業を実施する民間団体に補助金を交付し、身近な地域での子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進している。

令和5年度も身近な地域での子どもの見守り体制強化のため継続して事業を実施する。

#### 見守り対象児童申請者数

	世帯数 (件)	児童数 (人)
令和2年度	49	125
令和3年度	24	316
令和4年度	85	188

## 第8節 健康・介護

### 第1項 介護認定審査会の臨時的な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大により、都城市介護認定審査会（以下「認定審査会」）の開催方法を介護認定審査会委員が集合し協議を行う対面審査から、書面審査へ変更した。

この取り扱いは、令和2年4月27日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取り扱いについて」対応したものである。

#### 【参考】

令和2年4月27日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（抜粋）

○新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取り扱いについて

介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はないこと。

また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取り扱いとしても差し支えないこと。

#### 【令和2年度実績】

令和3年1月14日（木）から令和3年2月9日（火） 計21回

経過

1月5日	県が本市を感染急増圏域（赤圏域）に指定し、県内の警報レベルを「感染拡大緊急警報」へ引き上げた。
1月8日	書面審査を行う準備を行うため、1月12日（火）開催分を1月19日（火）に延期の連絡を各委員に行った。 1月12日（火）に審査予定だった被保険者の担当事業所・包括支援センター・家族に審査会の延期の連絡を行った。
1月14日	1月14日（木）より審査会を書面審査に変更する。
2月8日	県は本市に警戒レベルを感染急増圏域（赤圏域）から感染拡大緊急警報（オレンジ区域）へ引き下げた。
2月16日	2月16日（火）より審査会を対面審査に戻す。

#### 【令和3年度実績】

1回目 令和3年5月13日から令和3年6月10日 計19回

2回目 令和3年8月17日から令和3年10月7日 計39回

3回目 令和4年1月18日から令和4年3月31日 計65回

合計 計123回

経過

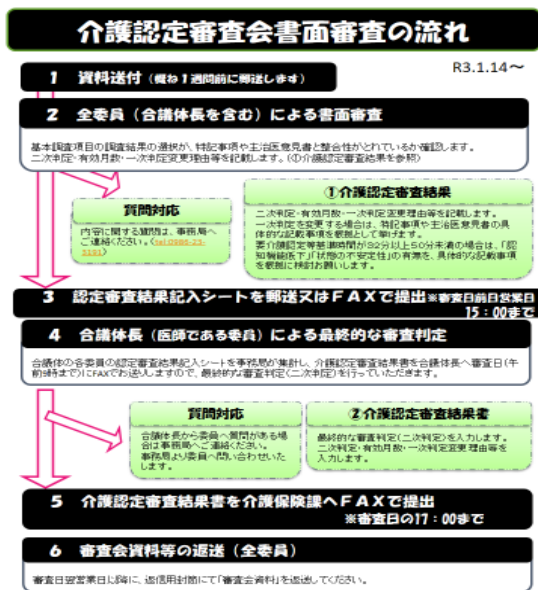
5月9日	県は独自の「緊急事態宣言」を発令し、県下全市町村を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定した。
5月13日	5月13日より審査会を书面審査に変更する。
6月4日	6月4日より、「感染急増圏域（赤圏域）」を「感染警戒区域（オレンジ区域）」へ引き下げた。
6月10日	6月10日より審査会を対面審査に戻す。
8月11日	8月11日に県独自の「緊急事態宣言」が発令され、県全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定した。
8月17日	8月17日より審査会を书面審査に変更する。
10月1日	10月1日から宮崎県独自の警報レベルが「緊急事態宣言（レベル4）」から「感染拡大緊急警報（レベル3）」へ引き下げられ、圏域内の感染区分が「感染確認圏域（黄圏域）」に変更となった。
10月12日	10月12日よる審査会を対面審査に戻す。
1月13日	1月13日に本市が県より感染急増圏域（赤圏域）に指定されました。
1月18日	1月18日より審査会を书面審査に変更する。

書面審査の実施方法について

実施方法としては、

- ・全委員（合議体長を含む）による書面審査を行う
- ・各委員による書面での審査を行い FAX で結果を提出（審査日前日営業日の 15 時まで）
- ・委員の審査結果を集計し、結果をもとに合議体長による最終判定を行う
- ・合議体長は最終結果を審査日の 17 時までに FAX で提出

【介護認定審査会書面審査の流れ】



## 第2項 新型コロナウイルス感染症に係る認定有効期間の合算について

新型コロナウイルス感染症に係る認定有効期間の合算令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡に基づき、要介護認定及び要支援認定における有効期間合算の取り扱いについて、下記のとおりとした。

また、令和2年3月13日付け都介第1949号にて各介護保険事業者へ通知し、令和2年4月分の要介護認定及び要支援認定申請受付分より下記のとおり取り扱った。

### (1) 合算の対象者

更新申請中で、有効期間満了日の14日前時点において認定調査が実施できておらず、かつ今後の日程調整について見通しが立っていない方

※新規申請及び区分変更申請は対象外。

### (2) 対象者への通知方法

対象者宛に、有効期間満了日までに決定通知書及び介護保険被保険者証を送付。

### (3) 合算される期間

12ヶ月

#### 【参考】

令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（以下抜粋）  
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

## 実績

	令和2年度	令和3年度
認定有効期間の合算適応件数（件）	185	195
更新件数（件）	6,303	6,198
更新件数に対する割合（%）	2.94%	3.14%

## 第3項 リモート調査について

令和3年1月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、下記のとおりとした

### (1) 対象者

認定申請で新規・変更申請をされている方

※更新申請者については、認定有効期間の合算で対応

・なお、リモート調査する際の機器については、準備できる病院のみの対応となる

## (2) 実施方法

病院で全てのリモート調査を行う機器を準備してもらい、調査対象者とは別室で認定調査員 1 人がタブレット等端末を用いて、調査を行う

### 【参考】

令和 3 年 1 月 29 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（以下抜粋）

認定調査に一定の知見を有する医師・看護師等が同席し、認定調査員の指示・指導の下、申請者の麻痺の状況を確認する等適切に関与することで、個別の認定調査項目の選択を適切に行うことができ、認定調査員が、再度の対面調査が不要であると判断する場合は、オンラインによる認定調査のみの実施で差し支えない。

申請者が入院する医療機関の医師・看護師の関与を得て、オンラインのみにより認定調査を実施したこと等を特記事項に記載することにより、介護認定審査会で把握できるようにすることが必要である。

### 【実績】

	R2 年度	R3 年度
リモート調査実施数（件）	1	16

## 第9節 農政

### 第1項 都城市農事振興会連絡協議会総会

都城市の農業に関し、地域間、各組織間、農業関係団体等との連携を密にすることで農業振興を図ることを目的とした組織である都城市農事振興会連絡協議会において、毎年 7 月頃、支部長以上の役員を一同に参集し（令和元年度実績：対象者約 260 名のうち約 150 名が参加）、活動方針、農業関係事業の説明を行っているが、令和 2 年度から令和 5 年度まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とした。

また、農業関係事業の説明に代わる事業等周知のため、各地区農事振興会の支部長以上の役員へ、資料（「農林業行政の概要」等）を郵送した。

### 第2項 都城市産業活性化講演会の中止

都城市の農林業・商業・工業を取り巻く課題・将来への展望を明らかにし、産業間の連携を強化することにより地域のリーダー・経営者として地域とともに発展することを目的とし、毎年 2 月に開催していた都城市産業活性化講演会について、令和 2 年度及び令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とした。

## 第10節 商工・土木関係



## 第1項 都城地区建設業協会との雇用に関する連携協定

新型コロナウイルス感染拡大により失業者数の増加等、雇用情勢の悪化が懸念されることから、市と都城地区建設業協会とが連携して失業者等の積極的な受入を行い、域内雇用及び地域経済の維持に寄与する取り組みを行うものである。雇用分野において、それぞれの有する資源を有効かつ適切に活用し、それぞれの一層の発展並びに更なる社会貢献を図ることを目的として連携協定を締結した。

### 1 雇用に関する情報発信等

#### 【都城市の取組】

市ホームページ等による企業情報の発信 など

#### 【都城地区建設業協会の取組】

一元的な求人相談窓口の開設 など

### 2 雇用対策の強化

#### 【都城市の取組】

雇用コーディネーターによる就職相談の実施 など

(窓口：市役所地下1階 移住・定住サポートセンター)

#### 【都城地区建設業協会の取組】

失業者等の積極的な受入 など

働き方改革の推進 など

### 3 都城市と都城地区建設業協会との雇用に関する連携協定締結式

日時 令和2年4月27日(月)14時00分～14時30分

場所 都城市役所4階秘書広報課前会議室

出席者

#### 【都城市】

市長 池田宜永 他4名(商工観光部長、総合政策部長、商工政策課長、総合政策課長)

#### 【都城地区建設業協会】

会長 長友俊美 他3名(副会長2名、事務局長)

## 第2項 市営住宅家賃に係る収入申告受付

都城市営住宅家賃の決定に必要な収入申告を毎年度7月1日から受け付けており、従来は、原則、入居者が窓口に来課して対面で収入申告書を受け付けていた。

例年、特に7月上旬は窓口が混雑する(最大100人超/日)ため、従来通りの受付方法では「3密」を回避することが困難と見込まれたため、原則、郵送による受け付けとした。

なお、総合支所管内分については、例年窓口が混雑することは無いとのことだったので、従来通り産業建設課窓口での受け付けとした。

### 1 実施方法

収入申告書を配布する際に、料金受取人払の返信用封筒を同封した。

あわせて、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付き身分証明書)の写し、各

種障害者手帳の写し（該当者のみ）を同封するよう促す文書も同封した。

なお、当該文書において、離職や転職等により著しく収入が減少した方や世帯の異動があった方に対しては、窓口への来課を促す文言を追記した。

## 2 受付状況

全体に占める郵送で受け付けた分の割合は、12月末時点で約84%だった。

窓口へ来課される方もいたが、窓口が混雑し「3密」状態になることは無かった。

本人確認書類の同封漏れが約10%、押印漏れが約2.3%あったが、いずれも入居者に申告意思があったものとみなして、再提出や訂正等を求めなかった。

原則郵送で受け付けることとした初年度ではあったが、郵送の割合が高く、郵送でのトラブルや窓口での混雑も見られなかったことから、次年度以降も本庁管内分は原則郵送での受け付けとすることにした。

## 第3項 都原団地集約建替えに伴う入居者説明

集約建替えの対象団地（都原団地、下長飯団地、加治屋団地）の入居者に対し、事業の概要等の説明会を令和4年8月から開催する予定だった。

しかし、開催予定時期には新型コロナウイルス感染症の第7波に入っており、市内でも1日あたりの感染者数が急増している状況だった。

対象世帯数が約170世帯あることや、高齢者が多いことから、集会所に入居者を多数集めて説明会を開催することは、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクが大きいと考えた。

そのため、入居者を集めての説明会は開催せず、入居者宅を戸別に訪問することとした。

### 1 実施方法

説明会は開催せず、戸別訪問により事業の説明及び移転先及び間取り等の意向確認等を行う旨の文書を各戸に配布した。

### 2 実施状況

8月下旬から、都原団地での戸別訪問を開始したが、「第8波」の影響により、戸別訪問を控えざるを得ない時期があった。

そのため、都原団地及び下長飯団地のほとんどの入居者に対する戸別訪問を終えたのは、令和5年3月末になった。

## 第11節 文化

### 第1項 埋蔵文化財保存活用整備事業

地域の歴史に愛着を持ってもらうため、遺跡の発掘調査で見つかった出土品などを活用して、歴史を紹介している。歴史資料館での企画展や市内各所における巡回企画展、市内小・中学校への出前授業、

史跡を活用した体験学習会等を実施している。

(1) 企画展・巡回企画展の実施状況

歴史資料館での企画展は新型コロナウイルス感染拡大に伴う来館者数の減少傾向はあるものの、増加に転じている。また、市内各所における巡回企画展においても令和元年度と比較して来場者数増となった。

【来場者数の推移：令和元年度～令和4年度】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企画展来場者数	3,179	1,687	1,729	1,939
巡回企画展来場者数	6,639	5,995	6,222	9,030

(2) 市内小・中学校における出前授業の実施状況

令和4年度においては新型コロナウイルス感染症に伴う授業キャンセルなどはなく、授業回数・参加者数ともに増加傾向が見られた。

【出前授業の回数・参加者数の推移：令和元年度～令和4年度】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
授業回数	57回	37回	42回	50回
出前授業参加者数	2,615	1,282	1,794	2,224

(3) 一般向け出前講座の実施状況

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大に伴い生涯学習課主催のハロー市役所元気講座が中止となった期間があったが、子ども向けの出前講座の申込みが増加し、講座回数・参加者数ともに増加傾向がみられた。

【出前講座の回数・参加者数の推移：令和元年度～令和4年度】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座回数	8回	0回	0回	6回
出前講座参加者数	279	0	0	183

(4) 体験学習会・歴史シンポジウムの実施状況

令和4年度は全12回計画していたものの、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、体験学習会1回が中止となり、令和元年度と比較すると参加者数減となったが、令和2・3年度より増加となった。

【体験学習会・歴史シンポジウムの参加者数の推移：令和元年度～令和4年度】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
体験学習会・歴史シンポジウム実施回数	13回 <sup>※1</sup>	1回 <sup>※2</sup>	6回 <sup>※3</sup>	12回 <sup>※5</sup>
体験学習会参加者数	1,290	49	106	334
歴史シンポジウム参加者数	142	0（開催中止）	60 <sup>※4</sup>	96

- ※1 3月実施予定であった冬季体験学習会1回が中止
- ※2 春季体験学習会・ナイトミュージアム・ワークショップ・夏季体験学習会(5日間)・冬季体験学習会の合計9回が中止
- ※3 春季・秋季体験学習会・史跡見学会の合計3回が中止
- ※4 人数制限を実施し、定員60人としたことによる参加者数
- ※5 4月実施予定であった春季体験学習会1回が中止

## 第12節 救急

### 第1項 消防局管内における新型コロナウイルス感染症の救急対応について

#### 1 令和元年度から令和2年度

(1) 令和2年2月に、消防局管内の新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)対応に備え、都城保健所と次の事項について協議した。

- ア 情報共有、連絡体制について
- イ 標準感染予防策の徹底について
- ウ 救急要請時や現場到着時の感染症患者及び感染症が疑われる傷病者への対応について
- エ 救急隊員の健康管理、救急車消毒の徹底について

#### (2) 感染症患者の搬送状況

令和2年8月に、消防局管内で初めて感染症患者を救急搬送した。

【令和2年度感染症患者救急搬送状況】 (単位:人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	3	0	0	1	4	25	0	0

#### (3) 都城市郡医師会病院クラスター発生時の状況

令和3年1月に、都城市郡医師会病院での感染症のクラスターが確認され、救急車受入が制限されたため、令和3年1月7日から2月7日の間、受入照会4回以上又は、現場滞在時間30分以上の搬送困難事案が多発し、管轄外への搬送が増加した。

【管轄外への救急搬送状況】 (単位:人)

宮崎市	曾於市	小林市	霧島市	延岡市	西都市	都農町	高原町
21	21	7	4	1	1	1	1

#### (4) 陽・陰圧装置付搬送具(アイソレーター)の借用

都城市郡医師会病院の受入制限の影響で、感染症患者の管轄外への遠距離搬送が増加したことから、同乗する医師、看護師及び救急隊員の感染防止対策のため、令和3年1月に都城保健所所有の陽・陰圧装置付搬送具(以下「アイソレーター」という。)を借用、南消防署に配置し、感染症患者の救急搬送に使用した。

(5) 救急救命士病院実習の休止

救急救命士が、病院実習をしている都城市郡医師会病院で、感染症クラスターが確認されたため、令和3年1月6日から令和3年2月8日まで休止とした。

(6) 救急隊員の感染症対策強化

都城地区メディカルコントロール協議会統括医師の指示により、令和3年1月から、全ての救急出動の際に、装着するマスクをN95マスクに変更するなど、感染症対策が強化された。

2 令和3年度

(1) ワクチン接種会場への救急救命士の派遣

新型コロナワクチン接種の開始に伴い、健康課からの要請を受け、接種会場の救急対応のため、令和3年5月から消防局の救急救命士各1名の会場への派遣を開始した。

(2) 救急隊員の感染症対策強化

令和3年6月に、救急隊員の感染症対策強化のため、都城地区メディカルコントロール協議会統括医師による、感染症対策の研修を次のとおり実施した。

- ア 救急要請時や現場到着後の感染症患者及び感染症が疑われる傷病者への対応
- イ 感染防護対策の徹底
- ウ アイソレーターの有効な使用法
- エ 救急隊員の健康管理、救急車消毒の徹底

(3) 感染症患者の搬送状況

令和4年1月から感染症患者の搬送が増加傾向となる。

【令和3年度感染症患者救急搬送状況】 (単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2	10	2	1	13	7	0	0	0	15	35	30

3 令和4年度

(1) 継続した感染防御の徹底

感染症患者の増加に伴い、各関係機関と情報共有、連絡体制を確保するとともに、救急隊員に自身の健康管理、標準感染予防策及び救急車等の消毒について強化を図った。

(2) 感染症患者の搬送状況

第7波の7月からの夏場、第8波の12月からの冬場に、感染症患者搬送のピークがあり、年度内を通して常に感染症患者の救急搬送があった。

## 【令和4年度感染症患者救急搬送状況】

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
24	30	8	63	106	34	19	14	85	74	16	13

## 第2項 応急手当講習の休止について

## 1 令和2年度

## (1) 応急手当講習の休止

令和2年4月に、国の緊急事態宣言が発令されたため、感染防止対策として、全ての応急手当講習を休止した。また、再開時期は、国・県の動向を踏まえ、判断することとし、市民から要望があれば、応急手当講習用のDVDを貸出すなどの対応を取った。

なお、9月からは、接触時間が短時間で、実施可能な「救命入門45分コース」を、受講人数の制限や感染防止対策を徹底し再開した。

## (2) 応急手当認定証等の有効期限の延長

感染症の影響により講習再開の目途が立たないため、応急手当普及員、指導員及び患者等搬送乗務員適任者の認定証等の有効期限が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、満了を迎える市民への救済措置として、有効期限を令和4年3月31日まで延長することとした。

## 2 令和3年度

## (1) 緊急事態宣言等に伴う対応

県独自の緊急事態宣言の発令や感染急増圏域（赤圏域）、まん延防止等重点措置区域に指定されるなど、感染状況に応じて応急手当講習「救命入門45分コース」は、休止と再開を繰り返した。

## (2) 休止期間中の対応

講習が、感染症の影響により休止と再開を繰り返すなか、感染防止対策として、対面の受講を減らすため、令和3年10月から普通救命講習を1時間のWeb講習と2時間の実技講習とした。

また、ZOOMを活用した救命入門45分コースのWeb講習も開始した。

## 3 令和4年度

## (1) Web講習以外の各種応急手当講習の再開

令和4年6月に県の医療警報が解除されたことを受け、参加人数を制限するなど、感染防止対策を徹底しながら、次の講習を再開した。

ア 救命入門コース（90分）

イ 応急手当普及員講習Ⅰ、Ⅱ

ウ 応急手当指導員講習Ⅰ、Ⅱ

エ 患者等搬送乗務員講習（車椅子専用）

(2) 応急手当認定証等を再認定するための講習実施

応急手当普及員、指導員及び患者等搬送乗務員適任者の認定証等の、有効期限を令和4年12月31日まで再延長していたが、講習再開により再認定することができた。

第3項 都城地区メディカルコントロール協議会の動き

令和3年8月27日、都城地区メディカルコントロール協議会にて感染症対策のため、救急隊の感染防止対策マニュアル改訂を行った。

また、療養施設及び自宅療養者の状況を踏まえ、今後の更なる患者増加による救急搬送困難症例（病院交渉4回以上・現場滞在時間30分以上）の事案の発生に対する協議を行った。

なお、感染症の影響により、令和3年度の都城市郡医師会病院及び飯田病院での、気管挿管実習を中止した。

第4項 転院搬送専用救急隊運用開始による現場対応救急隊の出場体制の強化

1 転院搬送専用救急隊運用開始

(1) 感染症による、救急出動体制への影響を考慮し、令和3年5月から毎日勤務者（警防救急課員）による、転院搬送専用救急隊の運用を開始した。

(2) 療養施設の感染症患者が増加したため、本来、転院搬送に該当しない療養施設から医療機関までの救急搬送を令和3年8月から開始した。

(3) 感染症患者の転院搬送や療養施設からの移送を実施したことにより、事案後の車内や資器材消毒作業に時間を要していた救急隊を、現場対応事案に優先的に出場させることができた。

【令和3年度転院搬送専用救急隊の出場件数（）内は感染症患者】 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	9	9	6	10	17	9	8	11	17 (3)	26 (3)	29 (4)

【令和4年度転院搬送専用救急隊の搬送出場件数（）内は感染症患者】 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15 (3)	17 (2)	12	14 (2)	17 (4)	17 (2)	14 (1)	18 (1)	15 (2)	24 (1)	11 (1)	24

第5項 アイソレーターの配備

1 令和3年4月に、感染症患者の搬送時に感染のリスクが高まるなか、アイソレーターの寄附があり、北消防署に配置、使用開始した。

なお、令和3年5月、寄附者に感謝状授与を行った。（寄附者氏名：非公表）

2 令和4年7月に、都城地区メディカルコントロール協議会統括医師から、市中感染拡大により、発熱患者は、全て感染症疑いとして対応するよう指示があった。

このため、アイソレーターを3基追加配備し、南消防署と配備のなかった鷹尾分署・高崎分署へ各1基を追加配備し、令和4年10月から全署配備となった。

なお、都城保健所から借用していた1基は、令和4年11月に返却した。

#### 第6項 消防局における職員の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う勤務体制

令和4年7月21日、局内の感染者数が5名、濃厚接触者が7名となった。今後、このペースで感染が拡大すると、南消防署、北消防署及び指令課の必要最低人数が確保できず、交代勤務体制を維持できないことが懸念された。

そのため、消防局においては、次のような対応を図りながら、最低人員を確保することとした。

##### 1 夏季休暇等の取得制限

当分の間、職員に年休や夏季休暇の自粛を求め、既に年休等を予定していた職員には、延期や中止を検討すること（やむを得ない事情のある場合を除く）

##### 2 自宅待機期間の短縮

濃厚接触者は、保健所の指示により1週間程度の特別休暇としていたが、厚労省からの通知（R4.3.16付け）に基づき、待機期間中の4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目からの勤務とすること

##### 3 所属を超えた職員の補勤

やむを得ず、交代制勤務の最低人員を割り込む場合は、消防本部（総務課・警防救急課・予防課）の業務（防火講話・応急手当講習・消防同意等）を縮小し、本部職員を補勤させること

北消防署及び指令課において、感染者や濃厚接触者が蔓延する事態が生じたが、上記の対応により最低人員を確保した。

#### 【所属を超えた職員の補勤実績】

派遣日	派遣先	派遣元
令和4年7月21日	北署	予防課
令和4年7月22日	北署	総務課
令和4年7月24日	北署	警防救急課
令和4年7月24日	北署	総務課
令和4年7月28日	指令課	南署
令和4年11月18日	指令課	南署
令和4年11月21日	指令課	南署